

## 令和6年度富岡町障害者就労施設等からの物品等調達方針

### 1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、次のとおり調達方針を定める。

### 2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

### 3 適用範囲

本調達方針は、本町の全ての組織が発注する物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達を対象とする。

### 4 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業所・施設等
  - ア 就労移行支援事業所
  - イ 就労継続支援事業所（A型、B型）
  - ウ 生活介護事業所
  - エ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
  - オ 地域活動支援センター
  - カ 小規模作業所
- (2) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所
  - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
  - イ 重度障害者多数雇用事業所（次の要件を満たす事業所）
    - ① 障害者の雇用者数が5人以上
    - ② 障害者の割合が従業員の20%以上
    - ③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上
- (3) 障害者優先調達推進法に基づく在宅就業障害者等
  - ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）
  - イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅支援団体）

5 調達の対象品目

調達を推進すべき物品等については、障害者就労施設等が提供可能な物品等とする。

6 調達の推進方法

障害者就労施設等の提供可能な物品及び役務についての情報を全庁で共有し、障害者就労施設等への発注可能な物品等を所管課において十分検討し、発注に努める。

7 調達方針及び調達実績の公表

(1) 本町における調達方針を作成又は見直しを行ったときは、町ホームページ等により公表する。

(2) 調達実績については、概要を取りまとめ、実績がある場合には翌年度に町ホームページ等により公表する。

8 調達の目標

予算の適正な執行、契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、この方針の目的に沿うために、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努める。

9 その他

本方針については、調達の実績等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。